

官報

大蔵省印刷局発行

目次

〔政 令〕

- 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令(三〇六)
- 労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令(三〇七)
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(三〇八)
- 家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令(三〇九)

〔府 令〕

- 放射線医学総合研究所組織規則の一部を改正する総理府令(総理五六)

〔省 令〕

- 供託規則の一部を改正する省令(法務六一)
- 理財局の資金第二課が所掌する特別会計又は法人を定める省令の一部を改正する省令(大蔵八〇)
- 航空法施行規則の一部を改正する省令(運輸六七)
- 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(同六八)
- 特定化学物質等障害予防規則等の一部を改正する省令(労働三二)

〔規 則〕

- 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則(会計検査院二)
- 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)の一部を改正する人事院規則(人事院九一二二八)
- 警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則(国家公安委一)

〔訓 令〕

- 領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令(外務八)

〔告 示〕

- 不動産登記法第五十一条ノ二第一項の規定による登記所の指定に関する件(法務二七三)
- 戸籍法第一百七十七条の二第一項の規定に関する件(同二七四)
- 小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務四六六)
- ギニアウォーム撲滅対策飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同四六七)
- 食糧増産援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同四六八)
- 食糧増産援助に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同四六九)

- 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約へのガンビアの加入に関する件(同四七〇)
- 千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書へのスイスの加入に関する件(同四七一)
- 南部州給水計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同四七二)
- 食糧増産援助に関する日本国政府とドミニカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同四七三)
- 信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理を行うことができる者を指定する等の件の一部を改正する件(大蔵二三四)
- 住宅金融公庫法施行令第十六条の四及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令第一条の四の規定に基づき、主務大臣が定める額を定める告示の一部を改正する件(大蔵・建設一)
- 使用薬剤の購入価格(薬価基準)の一部を改正する件(厚生二二二)
- 保険医及び保険薬剤師の使用医薬品の一部を改正する件(同二二三)
- 地すべり防止工事を施行する件(農林水産一九九九)
- 地すべり防止区域を追加指定する件(同二五〇〇)
- 租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十五第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件(同二五〇一)
- 商品取引所法第九十八条第一項の規定による商品取引所の解散の件(通産五五七)

- 高崎ヘリポートの供用再開について届出があった件(運輸六〇六)
- 航路標識に関する件(海上保安庁一五〇)
- 電波法第百二条の第十八第五項において準用する第三十八條の第十二第二項の職員が携帯しなければならない証明書を定める件(郵政五〇〇)
- 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針の一部を変更した件(同五〇一)
- 郵便局に関する件(同五〇二)
- 労働安全衛生法関係手数料令第二条の規定に基づき労働大臣が定める金額及び労働大臣が定める者を定める件の一部を改正する件(労働一一七)
- 雇用促進事業団一般業務方法書の一部を改正する件(同一一八)
- 雇用促進事業団労働者財産形成業務方法書の一部を改正する件(同一一九)
- 防じんマスクの規格の一部を改正する件(同一二〇)
- 平成八年建設省告示第千八百八号の一部を改正する件(建設一七三四)
- 平成六年建設省告示第千六百三十六号の一部を改正する件(同二七二五)
- 高速自動車国道に関する件(同二七二六、一七二七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 総理府 防衛庁 法務省 大蔵省 郵政省
(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

政 令

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成九年十月一日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

政令第三百六号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。
「大分市」を「大分市 豊田市 福山市 高知市 宮崎市」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「福山市」を削る。
（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）
- 3 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。
第十四条第二号中「豊田市」「福山市」及び「高知市」を削る。

内閣総理大臣 橋本龍太郎
通商産業大臣 堀内 光雄
自治大臣 上杉 光弘

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成九年十月一日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

政令第三百七号

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百二十二条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「二万三千八百円」を「二万六千四百円（実技講習の一部が免除されるときは一万四千九百円、学科講習の一部及び実技講習の一部が免除されるときは一万四千円、玉掛けの業務（補助的な業務を含む）に従事した経験の有する者（玉掛けの業務に係る法第五十九条第三項に規定する特別の教育を受けた者を除く）で労働大臣が定めるものが受けたときは一万二千九百円、別の教育を受けた者に限る。）で労働大臣が定めるものが受けたときは一万四千四百円」に改める。

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行の日前に受講の申込みの受付が開始された玉掛け技能講習を受けようとする者が納付すべき手数料の額については、なお従前の例による。

大蔵大臣 三塚 博
労働大臣 伊吹 文明

内閣総理大臣 橋本龍太郎

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成九年十月一日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

政令第三百八号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「平成九年四月一日から同年九月三十日まで」を「平成九年一月一日から平成九年三月三十一日まで」に改め、同表数量の欄中「四七、〇〇〇トン」を「七三、〇〇〇トン」に、「二、〇七七、六〇〇トン」を「一、八七三、四〇〇トン」に、「六二、四〇〇トン」を「二九、二〇〇トン」に、「五三、五〇〇トン」を「四三、一〇〇トン」に、「四九、七〇〇トン」を「五八、五〇〇トン」に、「二五、六〇〇トン」を「二四、五〇〇トン」に、「四二、八、三〇〇トン」を「三一、七〇〇トン」に、「二〇、六〇〇トン」を「一五、〇〇〇トン」に、「一三三、七〇〇キログラム」を「一三〇、一〇〇キログラム」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣 高村 宣伸
内閣総理大臣 橋本龍太郎

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成九年十月一日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

政令第三百九号

家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令
内閣は、家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号）第二条第一項及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。
第一条中「別表第一」を「別表」に改める。
第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三条とする。

別表第一第一号（一）中「ポリアルキレン」を削り、「オキシベンゾエート系合成繊維」を削り、同号（二）中「糸を」の下に「製品の全部又は

一部に」を加え、「メリヤス生地」を「ニット生地」に改め、同号（二）を削り、同号（三）中「糸を」の下に「製品の全部又は一部に」を加え、「メリヤス生地若しくは」を「ニット生地又は」に、「又は（二）に」に掲げるふとんわたを「を」を製品の全部又は一部に」に改め、同号（三）5を次のように改める。
5 プルオーバー、カーディガンその他
のセーター

別表第一第一号（三）13及び14を次のように改める。
13 靴下
14 足袋

別表第一第一号（三）20中「きもの」を「着物」に改め、同号（三）22を次のように改める。
22 ひざ掛け

別表第一第一号（三）25を削り、同号（三）26中「上掛け」を「上掛け」に改め、同号（三）26を同号（三）25とし、同号（三）27を26とし、28を27とし、29を次のように改める。
29 テーブル掛け

別表第一第一号（三）中29を28とし、30を29とし、31を30とし、32を31とし、33を32とし、同号（三）34中「帯どめ」を「帯締め」に改め、同号（三）34を同号（三）33とする。

別表第一第三号（一）中「電気せんたく機」を「電気洗濯機」に改め、同号（二）を次のように改める。
（一） ジャー炊飯器

別表第一第三号中（二）を削り、（四）を（三）とし、（五）から（七）までを削り、（八）を（四）とし、（九）を（五）とし、（十）及び（十一）を削り、（十二）を（六）とし、（十三）を（七）とし、（十四）を（八）とし、（十五）を（九）とし、（十六）を削り、（十七）を（十）とし、（十八）を（十一）とし、（十九）を（十二）とし、（二十）及び（二十一）を削り、（二十二）を（十三）とし、（二十三）を削り、（二十四）を（十四）とし、（二十五）を（十五）とし、（二十六）を（十六）とし、（二十七）を次のように改める。

（二十七） 電気コーヒー沸器

別表第一第三号（二十七）を同号（十七）とする。

別表第一第四号(中)(魔法ジャーを含む)及び保温水筒(保温ジャーを含む。)を削り、同号(二)を次のように改める。

(三) 洋傘

別表第一第四号(四)を削り、同号(五)中「けんま材を研磨材」に「洗たく用」を「洗濯用」に改め、同号(五)を同号(四)とし、同号中(六)を(五)とし、(七)を削り、同号(八)中「フォームマツトレス」を「ウレタンフォームマツトレス」に改め、「フォームラバー又はウレタンフォームを使用したものであつて、フォームラバー又は」を削り、同号(八)を同号(六)とし、同号(九)中「くつ」を「靴」に改め、同号(九)を同号(七)とし、同号(十)を同号(八)とし、同号(十一)中「卓子(九)を「テーブル」に改め、同号(十一)を同号(九)とし、同号(十二)中「腰掛」を「腰掛け」に改め、同号(十二)を同号(十)とし、同号中(十三)を(十一)とし、(十四)を(十二)とし、(十五)を削り、(十六)を(十三)とし、(十七)を(十四)とし、同号(十八)中「京花紙、ちり紙」を削り、同号(十八)を同号(十五)とし、同号中(十九)を(十六)とし、(二十)を(十七)とし、(二十一)を(十八)とし、(二十二)を(十九)とし、(二十三)を(二十)とし、(二十四)を(二十一)とし、(二十五)を(二十二)とし、(二十六)を(二十三)とし、(二十七)を(二十四)とし、同号(二十八)中「リットル」を「リットル」に改め、同号(二十八)を同号(二十五)とし、同号中(二十九)を(二十六)とし、(三十)を(二十七)とし、(三十一)を(二十八)とし、同号(三十二)中「みがき剤」を「磨き剤」に、「けんま材」を「研磨材」に改め、同号(三十二)を同号(二十九)とし、同表を別表とする。

第二条 家庭用品品質表示法施行令の一部を次のように改正する。

別表第四号(五)中「床用」を「住宅用」に改め、同号(八)を次のように改める。

(八) 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋

(十三) 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びブルオーパー、カーディガンその他のセーター

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十一年十月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

通商産業大臣 堀内 光雄
内閣総理大臣 橋本龍太郎

府令

〇総理府令第五十六号

科学技術庁組織令(昭和三十一年政令第四百四十二号)第五十条第三項の規定に基づき、放射線医学総合研究所組織規則の一部を改正する総理府令を次のように定める。
平成九年十月一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
放射線医学総合研究所組織規則の一部を改正する総理府令

第十二条第三号中「研究グループ」の下に「及び重粒子治療センタービーム測定・開発室」を加え、同条第四号中「研究グループ」の下に「重粒子治療センタービーム測定・開発室」を加える。
第十九条中「治療システム開発室」の下に「ビーム測定・開発室」を加える。
第三十八条を第三十九条とし、第三十条から第三十七条までを一条ずつ繰り下げ、第二十九条中「研究グループ及び治療システム開発室の所掌に属するものを除く。」を削り、同条第一号中「この下に」を「研究グループ及び治療システム開発室の所掌に属するものを除く。」を加え、同条第二号中「この下に」を「研究グループ、治療システム開発室及びビーム測定・開発室の所掌に属するものを除く。」を加え、同条第三号中「この下に」を「研究グループ及び治療システム開発室の所掌に属するものを除く。」を加え、同条第三十条とし、第二十四条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第二十三条の次に次の一条を加える。
第二十四条 重粒子治療センタービーム測定・開発室においては、次の業務(研究グループの所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 人体及び生物に対する医用重粒子線の測定に関する調査研究に關すること。
二 人体及び生物に対する医用重粒子線の照射の質的保証に関する調査研究に關すること。

省令

〇法務省令第六十一号

法務大臣 下稻葉耕吉
供託規則の一部を改正する省令を次のように定むる。
平成九年十月一日

供託規則(昭和三十四年法務省令第三号)の第一部を次のように改正する。
第二十八条第二項中「保管金の払戻に關する規定による手続をし」の下に「供託所の保管金取扱店である日本銀行所在地外の日本銀行その他供託館が定める銀行において供託金の払渡をする場合に於ては」を加え、又は同令第五号書式に準じた国庫金振込通知書を請求者に交付しなければならぬ旨を「を」を請求者に交付し、日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の当該請求者の預金若しくは貯金に振り込む方法により供託金の払渡をする場合に於ては、当該手続をした旨を適宜の方法により請求者に通知しなければならない」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。
〇大蔵省令第八十号
大蔵省組織令(昭和二十七年政令第三百八十六号)第五十一条の規定に基づき、理財局の資金第二課が所掌する特別会計又は法人を定める省令(昭和六十二年大蔵省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則

理財局の資金第二課が所掌する特別会計又は法人を定める省令の一部を改正する省令(昭和六十二年大蔵省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
本則中「船舶整備公園」を削り、「日本国有鉄道清算事業団」の下に「運輸施設整備事業団」を加え、「鉄道整備基金」を削る。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

〇運輸省令第六十七号

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第十條第四項第一号及び第二号並びに第十九條の二の規定に基づき、並びに同法第十條第三項、第一百五條第四項及び第三百三十四條第三項の規定を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成九年十月一日

運輸大臣 藤井 孝男

航空法施行規則の一部を改正する省令
航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。
第四十條の表第六号中欄中「第二十六條の二各号に掲げる航空機の区分に於て、当該航空機が当該各号に定める基準」を「当該航空機が法第十條第四項第一号の基準(第二十六條の二第二号又は第三号に掲げる航空機に於ては、それぞれ当該各号に定める基準)に改める。
第二十七條第三項を削る。
第三十号様式中「若しくは製造」を「製造若しくは検査」に、「又は製造」を「製造又は検査」に改める。

附屬書第一一-1-3中「8,620kg」を「8,618kg」に改める。
附屬書第二一一-1中「9,000kg」を「8,618kg」に改める。
附屬書第二一-1-1中「9,000kg」を「8,618kg」に改める。
附屬書第二一-1中「9,000kg」を「8,618kg」に改める。
附屬書第二一-2-1中「9,000kg」を「8,618kg」に改める。
附屬書第二一-3-1及び4-1中「9,000kg」を「8,618kg」に改める。
附屬書第二一-5-1中「並びに最大離陸重量が2,730kg以下の回転翼航空機であつて第七項の規定の基準を適用するもの」として「次の表の(次)の表(最大離陸重量が2,730kg以下の回転翼航空機に於ては、次の表又は7-1の表)に「離陸重量」を「離陸重量が0.3dB以上」と改める。
附屬書第二一-6-1中「9,000kg」を「8,618kg」に改める。

附屬書第二一-1-1中「 $82 + \frac{3}{3} \times \log_{10} 2$ 」を「 $82 + \frac{3}{3} \times \log_{10} 788$ 」に改める。

附屬書第二一-1-1中「 $82 + \frac{3}{3} (W-788)$ 」を「 $82 + \log_{10} 2 \times \log_{10} 788$ 」に改める。

附則

労働省令第三十二号